

竜王町一般型一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に定める一時預かり事業のうち一般型一時預かり事業（以下「事業」という。）について、安心して子育てができる環境を整備し児童の福祉の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、竜王町（以下「町」という。）とする。

2 町は、国が定める一時預かり事業実施要綱（令和4年2月10日付け、十一次改正3文科初第2080号、子発0210第6号、文部科学省初等中等教育局長および厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）に委託するものとする。

(事業の内容)

第3条 事業は、国が定める一時預かり事業実施要綱に基づき実施することとし、その実施場所等は、次に定めるとおりとする。

(1) 実施場所 町内の地域子育て支援拠点

(2) 対象児童 住民基本台帳に登録がある者で、保育園、認定こども園等に在籍していない生後6か月から3歳到達年度の末日までの児童

(3) 実施日および時間 実施日は、実施場所の開所日、実施時間は午前9時から正午までおよび午後1時15分から午後4時15分まで

(4) 定員 概ね午前3人、午後3人（町または委託を受けた法人が必要と認める場合は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の範囲内で預かることができる。）

(5) 利用時間および利用回数 児童一人あたり、1回3時間以内とし、週に2回まで（利用登録申請および承諾）

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、一時預かり事業利用登録申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、利用登録の適否を決定し、その旨を一般型一時預かり事業利用登録承諾通知書（別記様式第2号）または一般型一時預かり

事業利用登録不承諾通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 前項の適否の決定に際し、必要に応じて申請者から課税証明書等の提出を求めることができる。
- 4 町は、利用登録の承諾をした場合に限り、利用登録申請書および承諾書の写しを委託を受けた法人に提供することについて、あらかじめ、保護者の同意を得ておかなければならない。

（利用料等）

第5条 前条の規定による実施の承諾を得た者（以下「利用者」という。）は、次項の利用料等を支払わなければならない。

- 2 利用料は、1時間あたり150円とし、実費相当額（教材費等）は、1回あたり50円とする。ただし、市町村民税非課税世帯および生活保護世帯は、徴収しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、町が実施する親子教室事業、発達相談支援事業または児童発達支援事業への参加世帯にかかる利用料等については、徴収しない。

（利用承諾の取消し）

第6条 町長は、事業について、次のいずれかに該当する場合は、事業の利用承諾を取り消し、その旨を一般型一時預かり事業利用登録取消通知書（別記様式第4号）により利用者に通知するものとする。

- (1) 第3条第2号の対象児童の要件を欠くに至った場合
- (2) 利用者が虚偽の申請その他不正な手段を用いた場合
- (3) 利用者が正当な理由なく利用料等を支払わない場合
- (4) その他町長が事業を継続することが困難であると認めた場合

（実施報告および委託料）

第7条 委託を受けた法人は、1月ごとの事業の実施状況を竜王町一般型一時預かり事業利用状況報告書（別記様式第5号）により、実施月の翌月の10日までに町長に提出するものとする。

- 2 町長は、委託に要する経費を、別に定める委託契約に基づき支払うものとする。

（事故発生時の対応）

第8条 事業の受託者は、事業中に事故が発生し、児童がけがをした場合は、速やかに適切な応急処置を行わなければならない。軽微なけがを除き、事故が発生した場合は、町に至急報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。